

## 薩藩商業略説(2)

—— 領国内商業：研究ノート：その2 ——

高 向 嘉 昭

薩藩商業略説(1)

—— 領国内商業：研究ノート：その1 ——

一 はじめに

二 領国内商業

1 城下町

2 野 町

以上、鹿児島県立短期大学『商経論叢』第25号に掲載

### 3 浦町

(浦と水主賦役) 浦町の考察に入る前に、まずそのもととなっている浦について説明しておこう。

浦とは、もともと漁業を生業とする者達の集落を意味するが、薩摩藩での浦には、そのみでなく、また別の意味が含まれていた。すなわち、藩法上浦人に対する課税単位および水主賦役の徴集単位として規定されていたのである。

浦人への課税は通常次の二つのものであった。一つは「五枚帆以下之小船は、帆一反に付銀八分ッ、船役銀として年々致上納候事、但、六反帆以上之大船は、諸所御用船相勤候故、船役銀不致候事」(列朝制度卷之五十九)<sup>1)</sup>というような船主に対する帆銀または船役銀と、今一つは、漁師に課せられる魚運上銀ないし漁師銀(獵師銀とも書く)である。魚運上銀とは「……浦方持合之網並網付之船へ相掛候頭運上……」<sup>2)</sup>であり漁師銀は「……浦人以外、郷士・人内・中宿者等致漁獵候者、壹人ニ付壹匁ッ運上……」<sup>3)</sup>とあるように、浦人以外で漁をする者に課せられた税であった。従って、それらのいないところではこの漁師銀を上納する必要はなかった。

先にも述べたように、藩法上浦を規定した一つの目的は、この魚運上銀ないし漁師銀を徴収する単位として組織することにあった。そして、これら魚運上銀および漁師銀は「……浦之大小、

1) 藩法研究会編『藩法集8(鹿児島藩下)』,(以下『藩法集(下)』と略記する)創文社,昭44,1061ページ。

2) 同 上 1059ページ。

3) 同 上

榮勞，網數，船數，獺不獺等之差別を以，段々高下多少有之……」<sup>4)</sup> 如く定められていたが，概して「輕キ上納前」<sup>5)</sup> であつた。『薩藩例規雜集』に浦人の漁獺のごときは石高に結ぶ程の生産力に達せず，もし結ぶとしたら苛酷であると記してある<sup>6)</sup> ように，その日暮しの貧弱な漁業生産力は藩庫にとってはいくらの足しにもならなかつた。そこで藩が漁村に期待したものは，経済的なものより，むしろ軍事的なものであつたといつてよい。平時は海難救助や雑役夫として，あるいは參觀交替や上方・琉球貿易の水夫奉公に従事させ，また非常時には長い海岸線の警備，とくに幕末には異国船の警戒などにあたらせる<sup>7)</sup> ために浦人から労働力を徴集した。これが水主賦役といわれるものである。藩が藩法で浦を規定したのは，先程の魚運上銀とこの水主賦役を徴することにあつたが「水手立之儀ハ，浦方第一之御奉公ニテ，百姓之殿役同前之儀ニ候」(列朝制度卷之五十九)<sup>8)</sup> とあることから明白なように，水主賦役の方に主眼が置かれ，運上銀徴収は副次的なものに過ぎなかつた。

水主賦役は，浦幾人立というように定められていたが，魚運上銀と同様に，浦の大小，榮勞(繁榮しているか疲弊しているか)によって差があつた。幾人立というのは，例えば「浦三十人立と云ハ，浦中男女惣人数之内，三十人間ニ，水手壹人ツツ差立候御規ニテ候，四拾人立ハ，四拾人間ニ，壹人ツツ差立候」(列朝制度卷之五十九)<sup>9)</sup> というように，浦から差出す水手の数を決める基準であり，また「幾人立と云人数少キを上浦とし，中通を中浦とし，多キを下浦」<sup>10)</sup> とするが如く，浦の上下を定める尺度でもあつた。このように各浦から，もれなく海上奉公の夫卒を徴集したのであるが，それでも人手が足りない場合は雇水手立<sup>やといかこだて</sup>といつて法定賃金で大島下りや上方上り(大島や京阪神の貿易)に強制従事させたのである<sup>11)</sup>。

藩法で規定された浦の具体例を次に示しておこう。

重富 脇元浦，嶋津周防殿私領

- |             |           |
|-------------|-----------|
| 一浦男女，四百六拾人， | 一浦四拾人立    |
| 一雇百拾人立      | 一魚運上銀，五拾目 |
| 一漁師銀，八匁     |           |

4) 『藩法集(下)』 1059ページ。

5) 同 上 1061ページ。

6) 原口虎雄「薩藩町方の研究」(秀村選三編『薩摩藩の基礎構造』，御茶の水書房，1970，所収) 334ページ。

7) 「郷土のくらし一世紀——浦(漁村)②」，昭31.5.28付南日本新聞所載。

8) 『藩法集(下)』 1058ページ。

9) 同 上

10) 同 上

11) 「郷土のくらし一世紀——浦①」，昭31.5.26付南日本新聞所載。

浦が労働力徴集を主眼として設けられたことは、城下町である上町・下町を浦に組み入れたりあるいは半浦という制度を設けたことによって一層明白である。半浦とはもともと在郷または町方であったものを浦と見なし、その在または町の人数の半分に對して上記基準により水手奉公を命じたものである。この半浦として規定されたものの中には、例えば城下三町の一つである西田町や大始良郷野里などのように全然海とは関係のないところまで含められており、水主賦役徴集の厳しさがうかがわれる。もっとも町人達は「現夫」すなわち現実に労働に従事するよりも「水主銀」の代納ですませることが多かったらしい<sup>12)</sup>ということである。

(浦町の意義とその生成) さて、浦町とは、このような浦(本来の浦)に所在する町場として藩法上公認せられた商業地区のことである<sup>13)</sup>。浦は領内に大体142<sup>14)</sup>あったようであるが、そのうち商行為の許された浦町は原口氏の研究によると30近くを数える<sup>15)</sup>。

そもそも浦町は沿革的に見ると、浦から成長してきたものであるが、後になると藩法上の便宜で、浦町と浦の範疇を区別したところから、前にも述べたが西田町や大始良郷野里などおよそ海とは無縁な町や在郷を浦に編入したり、立派に町場の形態を整えていても、帖佐郷の十日町や納屋町、それに坊之津や小松原あるいは枕崎などを浦のままでおいたりした<sup>16)</sup>。従って浦と浦町との区別はさほど明確でなく、浦町については野町ほどの明確な分布表はでき難い<sup>17)</sup>ところから、その町数は、ただ「30近く」と近似数しか示しえず、はっきり断定できないのである。なお鈴木氏は原口氏の研究をもとに次のような浦町一覧表を作成されている(第一表)。ただし、大隅の欄に記載されている志布志町(志布志郷)は日向国である。

元来藩のしくみでは、農業にしろ、漁業にしろ民衆に要求するのは生産だけで、その販売はすべて藩ないしは御用商人が行なう<sup>18)</sup>というやり方であったから、浦町も、志布志・阿久根・唐仁(串良)などのように、鎖国以前に海外貿易や国内交易で商業地としてすでにある程度町が栄えていたところや、あるいは江戸時代の薩藩は陸上交通が未発達のため、藩内の交通は水路が主要な地位を占めていたことから、船着場が港町として栄えていたところ<sup>19)</sup>など「止むをえず商業を許さなければならぬところばかり」<sup>20)</sup>が藩法上認められていたのである。しかし、たとえ藩法でこ

12) 原口虎雄「前掲論文」 365ページ。

13) 同 上 341ページ。

14) 『藩法集(上)』, 168ページ。ただし『藩法集(下)』1061ページでは141となっている。

15) 原口虎雄「前掲論文」 345～349ページに掲載の「薩藩領内浦並ニ浦町分布表」参照。

16) 原口虎雄「前掲論文」 350ページ。

17) 同 上 344ページ。

18) 「郷土のくらし一世紀——浦②」

19) 鈴木公『鹿兒島県における麓・野町・浦町の地理学的研究』, 私書版, 昭45, 73～74ページ。

20) 「郷土のくらし一世紀——浦②」

第1表 藩法上の浦町

薩		摩		大		隅	
郷名		浦	町	郷名		浦	町
出水	{	米之津町		国分	{	浜之市	
		今釜町				唐仁町 ×	
谷山	{	庄町 ×		串良	{	柏原(新町)	
		松崎町				町	
指宿	{	浦町(宮ヶ浜)		福山	{	十日町	
		浜町				帖佐	
阿久根	{	白浜町		小根占	{	浜町	
		森屋(尾)町 ×				内之浦町	
東郷	{	五代町		鹿屋	{	高須浦町	
		宮内町 ×				町	
水引	{	大小路町 ×		垂水	{	昆沙門町	
		川畑町				志布志	
市来	{	唐仁原・湊町		×印 藩法上の浦町であるが明治初期には浦町の機能が衰えている。			
		崎野町 ×					
串木野	{	浜町					
		浜町					
山川	{	白和町					
		向田町					
平佐	{						
隈之城	{						

鈴木公『鹿児島県における麓・野町・浦町の地理学的研究』 74ページ。

のように規定しても、社会の動きを止めることはできない。本来、漁業はいかなる小生産でも、最初から流通と切り離しては成り立たない性格をもつものである。その上相対的にみて農業生産品よりも漁業生産品は直接専売や間接専売の網の目にかけることも難しかった<sup>21)</sup>。「民衆に要求するのは生産だけで、その販売はすべて藩ないしは御用商人が行なう」ことが建前であっても、それを貫徹することは、なかなか困難だったのである。例えば前にも一部引用したが<sup>22)</sup>、

明和二年酉

一諸浦ニテ取得候諸魚、納屋へ不売渡、所中ニテ直売又は沖売にいたし候付、納屋中必至と行迫候付、納屋中より、訴訟申出趣有之、左之通、御船手より、諸浦へ申渡有之、

21) 原口虎雄「前掲論文」 341～342ページ。

22) 拙稿「薩藩商業略説(1)」(鹿児島県立短期大学『商経論叢』第25号所収)。

高向：薩 藩 商 業 略 説 (2)

一諸所 = て取得候諸魚，都て納屋へ売渡，脇売之儀一向不致様，先年屹被仰渡置候処，頃日於浦々，相對 = 直売又は沖売等いたし，鹿児島へ持越，致商売候由相聞へ，不可然候，已後共，右躰之儀不致様，浦中不洩様可申渡候，若<sup>ママ</sup>蜜々致商売候ハバ，納屋之者共より申出筈候間，若取違之者も有之候ハバ，各越度可相成事候間，堅相守候様可被申渡候，以上，

酉 御船手

諸浦々郷

郷土年寄中

浦役人

あるいは

覺

一 (略)

一塩魚之売買，納屋主執被仰付候間，所中并田舎 = 荷売之ものも，納屋衆へ遂案内，可致売買事，

一塩魚，自他之諸浦 = よらず，可漕来時も，勿論，納屋衆可買執，たとひわきより買ものありとも，納屋主取不存 = は，可為曲事之事，

右，如相定候，堅可被仰付者也，

元和元年九月十八日

との達示<sup>23)</sup>はよくその間の事情を物語るものといえよう。これらに加えて，浦の場合自然と海上交易の機会を多く持つゆえに，在郷の場合よりも遙かに商業化されることが強かったと推量される<sup>24)</sup>。かくして浦人が町人へ，浦が浦町としての発展を遂げるのは，農業生産の中から野町が成長する場合よりも一層自然だったのである<sup>25)</sup>。当然藩法による浦町以外にも臨海地で町場またはそれに近い集落ができたであろうし，事実それらの存在が判明している<sup>26)</sup>。

(海上交易と富商の出現) 漁業生産物が農業生産物より，より多く流通性を有しているとはいえ，そればかりで浦が町場化するのは困難である。浦が町場化し，また浦町として繁栄する主要因は，上方・大島および琉球との交易であったと思われる。浦町はこれら交易品流通の一つの結節点をなし，またそのことによって野町より，領内流通上相対的に高い地位を占めていたの

23) 島津家列朝制度卷之十二 (『藩法集』)，368ページ。)

24) 原口虎雄「前掲論文」373～374ページ。

25) 同上 342ページ。

26) 鈴木公『前掲書』73ページ。なお同氏は調査によって明治維新から初期のころ公認の浦町以外の臨海地で町場またはそれに近い集落として判明したものに「枕崎，加世田の小松原～大崎，坊，久志，谷山の和田，重富の脇元，帖佐の松原，納屋，敷根，高山の波見，伊座敷，穎娃の石垣～水成川，門ノ浦，松ヶ浦，塩屋」があると同書に記述されている。

である。

当時の海上交易は危険も多かったが、利益も大きかった。時運に乗じて、利益の大きい薩摩節や俵物<sup>27)</sup>を手がけた商人達の中から富豪が生じ、多数の小零細漁業者やその日暮しの浦町人達との間の階層分化をますます促進していったのである。門割制度に基く強烈な収奪が行なわれた在郷あるいは野町から、富豪といわれるものが殆んど出なかったのに対し、浦あるいは浦町からは、例えば指宿の浜崎、阿久根の河南・丹宗・折田、志布志の中山・又木・山下・肱岡、市来の海江田・中原・若松・江夏・平川、加世田郷小松原の鮫島・冨・丁子屋田、内之浦の須田、福山の厚地・立山、柏原の田辺、波見の重、坊之津の森などの豪商が続出している<sup>28)</sup>。これら豪商達の富裕さを示す一つ二つの例をあげてみると、指宿の浜崎氏は第五世太左衛門時代、寛政年度の全国長者番付において、次に掲げるように、総数263名中、三井・鴻池などと同じく首班に列し、九州第一の富豪と謳われている<sup>29)</sup>。

伊勢 三井八郎右衛門	大阪 加島屋久右衛門
京都 岩城徳右衛門	大阪 平野屋五兵衛
大阪 鴻池善五郎	京都 白木屋彦太郎
大阪 千草屋総十郎	江戸 中井源三郎
大阪 鴻池五右衛門	京都 奥田仁左衛門
出羽 本間 主膳	薩州 湊 太左衛門

坊之津の森吉兵衛もその富は“坊から鹿兒島まで銭を並べて、なお余る”と巷間に伝えられているほどで、彼は藩の御用海運業者として南島の鯉節はもちろん、天草節まで買い集めて上方に売りさばき、その下り便で雑貨を仕入れて南島に持って行く<sup>30)</sup>、というようにして財を築いていたのである。

森家に限らず、上記豪商達は大抵藩の御用海運業者として南西諸島や大阪、北九州と商売する便利をもっていた者達で、厳密には藩と結びついていた御用商人ということで、純粋な民間商業資本の発達というには、いささか問題があるが、それでも商業資本家的性格を強く有していたことは否定できないであろう。これら豪商達の商業資本家的性格および現代とのつながり等について

27) 鱧のひれ、イリコ、干鮑、干ながらめなどの水産物は、とくに中国向けの輸出品として「俵物」とよばれて大いに珍重された。幕府は、とくにこのために長崎に長崎会所というのを置いて、全国産の「俵物」をここに一手集荷して、その儲けを独占しようとした。薩藩も長島近海のイリコ、阿久根、出水、長島、串木野、額娃、小根占、佐多、志布志の鮑、阿久根、屋久島、種子島のナガラメなど豊富な「俵物」を産出した(郷土のくらし一世紀)。

28) 鈴木公『前掲書』76～80ページ参照。

29) 澤田延音他編『海上王浜崎太平次伝』、浜崎太平次翁顕彰会、昭9、3～4ページ。

30) 「郷土のくらし一世紀——浦④」

では、また稿を改めて見て行きたいと思う。

ともあれ、このように浦ないし浦町から富豪達が現われてきたとはいうものの、全体から見ればごく一部に過ぎず、一般漁民や浦町人達は、先にも述べたように長い封建時代を一貫して“生活なき生活”を強いられてきたのである<sup>31)</sup>。

(町場の職種) 浦町における町場の職種は野町と同じように<sup>32)</sup>生活必需物資の販売(一部製造)やサービス業などであったが、貿易商や回漕業者が船着場近くに大きな蔵や居宅を構えるなど、野町の町場とはまた違った風景も見られた。

#### 4 門前町

門前町とは、有力な寺社の所領内で、門前者という特殊な身分の者によって構成される商業区域<sup>33)</sup>をいうが、この門前町については、原口氏が「薩藩町方の研究」の中で叙述されているもの以外に、今のところまとまった研究は見受けられないようであるから、以下本稿と関連ある部分<sup>34)</sup>をまず同論文から引用記述し、さらに門前町について若干の疑問を付加しておこう。

門前者というのは、俗に「郷士・百姓・浦人・町人・門前者」といわれるように、百姓・浦人・町人の下位で、苗代川者<sup>35)</sup>・穢多<sup>36)</sup>・慶賀<sup>36)</sup>より上位の身分の、一種の寺百姓である。寺院、中でも高祿寺院<sup>37)</sup>は門高を所有することもあるから、寺百姓といえどその中にこれら門百姓も含めるように誤解されやすいが、寺百姓はそれとは異なる一種の身分である。つまり寺附の下人であり、また寺院私的保有地の百姓である。村高(=門高)を耕作する百姓の人別が在郷の百姓に編入されるのに対し、これは寺社奉行の管轄に属し、寺院の戸籍に編入される。彼等は寺院の所在地が区々であるため、農耕に従事するものもあれば漁猟に従事するものもあった。しかし、大方は商業を営んでいたものらしい。それは寺附の下人として寺の雑用をまかなうことよりすれば、極めて自然な「余業」といい得る。かくして遂に門前町を形成したが、藩法上必ずしも、門前町のすべてを公認したわけではなく、次に示すものが公法上の門前町であった<sup>38)</sup>。

31) 「郷土のくらし—世紀—浦④」

32) 野町における職種については拙稿「前掲論文」を参照されたい。

33) 原口虎雄「前掲論文」351ページ。

34) 同上 351～352ページおよび372～373ページ。

35) 朝鮮役の俘囚で焼物を業とする者をいう。

36) 警固とも書き非人に当る。

37) 高祿寺院のいくつかを「島津家列朝制度卷之二十二」に基いて示すと次の通りである。福昌寺……寺高1,350石(他に菩提料等として計600石あり)、大乘院……882石余、南泉院……500石、大慈寺……476石余、照信院……430石余、浄光明寺……400石、南林寺……400石(以下略)。なお寺祿は計10,730石、寺門前者は男女併せて6,777人である。

38) 原口虎雄「前掲論文」351～352ページ。

薩摩国

城下……南泉院門前 南林寺門前

大隅国

なし

日向国

志布志……大慈寺門前 大性院門前 永泰寺門前 海徳寺門前

藩法上の門前町は、このようにわずか6つに限られていたが、前述の如く門前者が、寺院の私的保有地の耕作者であり、またその雑用を足す百姓であったところから、寺の雑用を足すということの名目にして、おのずから近隣の流通にタッチしたであろうことは当然考えられる。公認門前町以外にも大崎郷では、上の町（野町）に境を接して、飯隈山般若院の家来により、神領の町場が成立しているし、また加世田日新寺の門前にもささやかな町家が成立した。蒲生でも「横目日帳（文政七年正月七日）」に「門前甚左衛門油商売仕廻之段別当へ相附申出候事」との記事があり、これから油商が営まれていたことがわかる<sup>39)</sup>。しかし、これら藩法外の門前町場のうちでも、最も大にして、最も栄えたのは薩藩有数の名刹坊之津一乗院の門前であろう。だが、どのように栄えたとしても、それはあくまでも門前にとどまり、門前町として公認されたものではなかった<sup>40)</sup>。

そこで、藩法上門前町として上記6つのものだけしか公認されなかったのは何故かという疑問が附随して起ってくる。逆に言えば、藩法で門前町を規定した目的は何かということである。島津家列朝制度巻之五十九に「一南泉院門前 一南林寺門前 一大性院門前 一海徳寺門前 一永泰寺門前 一大慈寺門前 右惣人数之内、三ヶ一は寺役＝差引、残二ツを以水手立相勤申候」<sup>41)</sup>とあるところから、水主賦役徴集のためかとも思われるが、それでは残りの寺門前には水主賦役はかけられなかったのか。それとも水主賦役にかわる別の賦役があったのか。また年月不明（寛政元年？）であるが、領内寺院数は合計1,840寺、寺門前者数は寛永三年(1626)の記録で6,777人が数えられているのに、その中のわずか一部だけしか門前町として認められず、しかも城下の二つはともかく、志布志に四つも集中しているのは何故か。さらに、これら門前町（実質上の門前町も含めて）が流通上どの程度の機能を担っていたのか、等々すべて今後の課題として残したい。

## 5 市

（城下より在所への商品流通類型）

領域経済において、通常城下より在所への商品の流れ

39) 原口虎雄「前掲論文」372ページ。

40) 同上 372～373ページ。

41) 『藩法集(下)』1076ページ。



は、大体四つの型に分けて見ることができる<sup>42)</sup>。

その第一は、農村の消費者が直接城下町に来て、或いは町場・町分・郷町に来て、その地において商人より品物を求める型である。第二は、在郷に商人が居て、これから買入れる場合である。すなわち、時には農村に商人が居住し、城下町または町場・町分から若干の商品を仕入れて、これを農村において販売したり、時には農民が自ら町分より仕入れて作間商をすること等である。諸藩は原則として、在郷・村方・在方の商工を禁じたが、商品・貨幣経済の浸潤によって農村における商業を全然否定し去ることは、だんだん困難となってきた。そこで町場以外でも農民の日常の必需品や雑貨小間物の販売を行なう店舗を制限づきで許可せざるを得なくなったのである。薩藩でも収納蔵や街道の近くには芋飴や草鞋類を売る店が村々にあったということであり、また焼酎屋や質屋稼業など立派な商職も行われていたことが記録に見えている<sup>43)</sup>。第三は次項で述べる行商および振売によってもたらされる場合である。城下町または町場・町分の商人が振売商人・触売商人となって在出する。日傭・ザルフリ・棒手振・荷売の商人によって農村に商品がもたらされることも多かったのである。そして第四は本項で取りあげる市が城下町および領内の小都市である町場・郷町または農村を巡回して、定期的に立つ場合である。三斉市、六斉市等の開催がすなわちそれである。

(市の機能) 市の発生については種々異論があって必ずしも一定していないが、少なくとも鎌倉時代の末期になると、市が一般に普及し室町時代には3～4里平均に市が設けられていたということである。開設場所は寺社の境内や門前、領主や代官の居住地、交通の要地、荘園年貢物の積出地・仲継地・到着地などがあてられ、開設日も祭礼の日の市以外は日切市から三斉市、六斉市へとだんだんに増加している。

中世後期から近世初期にかけて、この市は領内開発のための有力な手段として利用された。領主が新村の開発を奨励する場合、必ず新市の開発を許し、市場税の免除をはかった<sup>44)</sup>ということである。江戸初期においては、地方の大名もそれぞれ領内の開発に努力したため、新宿の建設が相つぎ自然三斉ないし六斉の定期市が相ついで建設せられた。城下町が建設され、領内の商業がこの城下町に集中された後も、定期市はしばらくその目抜の場所に巡々に開かれていた。すなわち、城下町が本当の意味で領内における商品流通の中軸となった時期は、城下町商人の経済力がある程度高まり、問屋制が展開する寛文～元禄期であり、それまでの商品流通の主たる場は定期市にあり、城下町商人の大部分は市庭商人だったのである。しかし、小売店舗が増大し、これに配給すべき問屋制度が充実するに従って市はその意義を失い、近世の中期以降有力な城下町では、

42) 宮本又次『日本商業史概論』，世界思想社，1954，181～182ページ。

43) 原口虎雄「前掲論文」370～372ページ参照。

44) 豊田武・児玉幸多編『流通史1』，山川出版社，昭49，320ページ。

ただ年数回の歳市に退化してしまった。これよりすれば、定期市は都市発達の前提として、特に封建制の確立期に最もその機能を発揮したといえることができるのである<sup>45)</sup>。

しかるに、近世薩摩藩にあっては、天保9年(1838)の薩摩国御巡検使書上によると毎月三・六・九の日その他を合せて、年間108日の市が城下三町(上・下・西田町)に立っていたのである(第2表参照)。一般的な時代の流れにおいては上述のように定期市は衰退し歳市と化しつつあ

第2表 市の場所と市日(1)

場 所	市 日	年中開市日数
薩摩鹿兒島 三 町	毎月3・6・9の日	108
水 引 大小路村	12月13・23兩日	2
穎 娃 郡 村	2月15日 9月28日 11月25日 12月18日	4
川 邊 平山村	12月19・25兩日	2
加世田 川畑村	7月12日 12月18・24兩日	3
伊集院 谷口村	2月7日 7月7日	2
市 来 湊 村	12月22日	1
市 来 長里村		
出 水 武本村	2月朔日 12月25・28兩日	3
出 水 鯖淵村	2月3日 12月3・20兩日	3
出 水 知識村	12月24日	1
阿久根 波留村	3月7日 10月7日 12月27日	3
隈之城 東手村	毎月4の日	36
大隅湯之尾 川北村	2月3日 10月朔日 12月19日	3
末 吉 二之方村	毎月3の日	36
東國分 上小川村	11月朔日 12月27日	2
東國分 向花村	7月12日 9月12日 12月12日	3
東國分 小 村	6月13日 9月29日 12月26日	3
西國分 眞孝村	10月朔日	1
垂 水 田上村	9月20・21・22日	3
鹿 屋 中之村	毎月4・8の日	72
加治木 段土村	毎月5・9の日	72
日向都 城宮丸村	毎月7の日	36
都 城 下長飯村	毎月4・10・14・20・24日	60
志布志 帖 村	4月8日 11月25日	2
大 崎 假宿村	2月7日 7月7日 12月17日・27日	4
高 岡 内山村	毎月3の日	36
高 岡 五町村	毎月8の日	36
小 林 細野村	毎月5の日	36

『鹿兒島県史』第二巻より

45) 豊田・児玉編『前掲書』, 320～321ページ。

## 高向：薩 藩 商 業 略 説 (2)

ったに拘らず、もしこの年間開市日数が事実であるとしたら、その日数の多さはどう解釈したらよいであろうか。鹿児島城下における店舗商業の未成熟によるものであろうか。あるいは薩摩的特殊事情があったのか。そしてまた、その規模、種類、開設場所等はどのようなものであったろうか。例えば宮本博士が「斉日は多く数か所に分割開催せられ、一所連続一日にて、一城下内において両所において、同時に開催せらるることなく他町へ流動していった」と盛岡、会津若松、遠州岡崎等数か所の例を引いて説明されているように、鹿児島城下における斉市も、そのような流動的なものであったのか、あるいは固定していたのか。これらもまた解明すべき問題であろう。

市が領内開発の有力な手段として利用されたことはすでに述べたが、それは中世後期から近世初期にかけてのことであった。ところが、薩摩藩の場合は近世後期に至っても、次の史料<sup>46)</sup>から明らかなように、野町や浦・浦町を救済賑恤する意味で藩法によって市立が許されているのである。近世前期ごろに要求された市の機能がそのまま継続させられているのである。そこに薩藩における商業の未成熟と衰弊し勝ちであった野町や浦・浦町の実態を知ることができる。

文化八年未

一鹿屋高須浦差労候付、浦町成、一ヶ月ニ六度ツツ、市場御免被仰付度、未九月、御船手へ相付、願出趣有之、未十月十四日、御船奉行より吟味之趣申出、郡奉行しらべ、本文しらべ被仰渡、承知仕候、浦町成ニ付ては、当座差支相見へ不申候得共、月々新規市場相立候ては、最寄在郷えも相掛、徒ニ米銭仕捨、往々百姓共差労候儀も有之候付、市場相立、在中差支ニ相成候儀共は有之間敷哉、細々致吟味、何分之儀申出候様、高須近郷へ相糺候処、在中召寄せ、細々盡吟味候得共、差当り、支之廉無之段申出候間、願之通被仰付方ニも可有御座哉、併已来差支之儀も有之候ハバ、市場引取被仰付度、吟味仕候、以上、

未十一月六日

郡奉行

此表、郡奉行しらべ之通申付候条、如例可申渡也、

未十一月十三日

御勝手方印

取次伊十院平

御船奉行

郡奉行

明和四年亥伺留

一市来湊町十二月廿二日、年中一日之市ニて候得共、毎月廿二日、市立御免被仰付被下候ハバ諸商売も有之、町中勝手ニも可相成、左候ハバ、右之余勢を以、諸御奉行方往々相勤申度申出、右ニ付てハ、延享四年卯九月、重富脇元へ、毎月六斉之市立、御免被仰付候先例有之、

46) 島津家列朝制度卷之十二 (『藩法集(E)』 360ページ。)

且又向田町へ、毎月三日ツツ、市立有之候由、所役々申出、湊町之儀相勞居候付、願之通被仰付ハバ、浦中賑ニも可相成旨、吟味申出候処、申出之通被仰付候事、

また鈴木氏も「ききとりによって知り得た範囲では阿久根・市来・加治木等の商業の発達も浦町に定期市が加わったことが一つの要因となっている」<sup>47)</sup>と述べられているように、市が封建農村、漁村の内部流通にかなり大きな役割を果たしていたことが推察できる。

(商品の種類) 薩摩藩領内の市立は第2表に示した通りであるが、「しかし、『薩摩国御巡見使

第3表 市の場所と市日(2)

場 所	市 立	年中開市日数
穎 娃 川 尻	6月25日	1
加世田 小 松 原	12月22・3日	2
同 片 浦	同	2
同 野 間 池	同	2
吉 田 本 名 村	8月12日	1
大 村 町	2月9日 12月25・27両日	3
田布施 池 辺 門 前	12月22日	1
野 田	2月9日	1
高尾野	春彼岸中日(中の市または蕎麦市という)	1
出 水 加紫久利神社	2月4日	1
鹿 籠	3月20日 早馬祭り	1
加治木 町	8月29日(鎌市)	1
重 富 脇 元 村	毎月6度	72
国 分 八 幡 神 社	正月14日	1
鹿 屋 中 之 村	11月の卯の日(方祭の日)	1
同 高 須 町	毎月6度	72
串 良 柏 原 浦	六斉市?	72
同 (東串良)	方祭りならびに二十三夜市(12月23日)	2
大始良 岩 戸 神 社	2月の午の日(沢の市)	1
小根占 鬼 丸 神 社	3月16日(早馬の日大明神の市)	1
同 若 宮 神 社	12月1日(八幡市)	1
田 代 花 瀬	稲尾岳詣の日(今は4月3日)	1
岩 川 岩川八幡神社	10月5日(弥五郎市)	1
高 山 町	7月10日(十日市)	1
菱 刈 下 手	4月28日 11月28日(水天宮の春秋祭り)	2

原口虎雄「薩藩町方の研究」354~356ページより作成

47) 鈴木公『前掲書』85ページ

書上』は対外的なもので簡に失するのが常である」<sup>48)</sup>ということで、原口氏は『島津家列朝制度卷之十二』、『郷土に於ける交易の研究』(檜木範行著) および氏自身の聞書のうち確実と思われるものを前ページ第3表のようにあげて補充されている。

領内の市のうち、もっとも代表的なものは城下の稲荷市であった。これは城下稲荷大明神祭礼の十一月三日から二十三日まで20日間にわたって開かれ「都鄙の男女、日に集り、求るに有らざるなし、他国に於て、此ノ市と、豊後ノ国府内の浜之市と、肥後ノ国天草の本戸之市とを以て、九州三ツの大市と称ずるとかや、かくて此ノ稲荷の市、最も大なりとぞ」<sup>49)</sup>と記されているように、規模も大きく呉服・反物・衣類・陶器・武具・骨董あるいは鎌・鉞・斧・包丁・小刀・鍬といった生産用品ならびに日用品、および古道具・古着・古本など<sup>50)</sup>が並べられていた。その他の城下の市においても、武士や町人を対象として、恐らくこれと似たようなものが売買されていたであろう。外城の市立のうちにも、鹿屋の市や高尾野の蕎麦市のような盛大を極めるものもあった<sup>51)</sup>。

一般に郷の市では塩、大豆、雑穀、煙草、綿布、魚、農具などの生活必需品や生産用具等が取り扱われ、それらは主として市庭商人によって売買されたと思われるが、川辺の二日市の場合のように百姓が農閑期に竹やワラを加工して作ったものを年一回売りさばく純粹に百姓を中心にしたものもあった<sup>52)</sup>。また例えば国分の八幡の餅市は、金物の専門市であったし、城下の諏訪市は農具の市として今に栄えているが<sup>53)</sup>このように専門化あるいは、やや専門化した市も中には存したようである。

(定期市と社寺の祭礼) 先に薩藩城下町の市について若干疑問点を提出しておいたが、その他にも調査すべき点、解明しなければならない点が多い。例えば原口氏が「社寺の祭礼に附託した祭市の調査が必要」とされるが如きである。というのは「定期市と社寺の祭礼とは縁が深く、ことに町場の発達に未成熟なこの藩では、物々交換的な市の果す流通上の機能はかなり大きいものであったと考えてよいのではあるまいか」<sup>54)</sup>ということからである。

また既述したところと一部重複するが、鈴木氏が「ききとりによって知り得た範囲では阿久根・市来・加治木等の商業の発達も浦町に定期市が加わったことが、一つの要因となっている。したがって他の野町・浦町についても定期市との関係、さらに明治以後の都市発展との関係を追求

48) 原口虎雄「前掲論文」 357ページ。

49) 三国名勝図会卷之三

50) 「薩摩年中行事」鹿兒島寺社廻」参照。

51) 原口虎雄「前掲論文」 353～ 354ページ。

52) 「郷土のくらし一世紀——定期市」, 昭31.5.24付南日本新聞所載。

53) 原口虎雄「前掲論文」 357ページ。

54) 同 上

することが必要である。」<sup>55)</sup>とされるのも、今後の調査の方向を示してくれる。

さらに薩藩時代の市が、なお今日開催されている県下の市に、どの程度、どのような形で連がりを持ち、かつ影響しているのか、また存続した市と衰滅した市との原因比較等も考慮されてよいであろう。

## 6 行商

藩政時代における商品流通は主として店舗商業、定期市、行商の三者を介してなされた。もちろん、その中でも近世の城下町において中心をなすのは店舗商業であり、定期市や行商は補完的役割を果たすものに過ぎなかったが、店舗がなお十分に整備されない間は、その間隙をぬって振り売り・荷い売りが相当に行われた<sup>56)</sup>ことはいうまでもない。近世における行商は、このように城下町においても、店舗が十分に整備されない間は、それなりに存在理由を有したのであるが、むしろそれは在郷との間にその力を発揮したようである。すなわち、城下町または町場・町分の商人あるいは他領商人が振売商人・触売商人となって在出し、農村における商品流通の重要な一環を担っていたのである。しかし、自然経済を維持せんとする諸国大名は、彼らによって商品経済・貨幣経済が農村へ浸透し、その結果自然経済の崩壊、引いては封建体制の衰退することを恐れて屢々行商に対して制限を加えた。その品目を限定したり、時期あるいは価格までも規定した。例えば土佐藩では元禄5年(1692)に36種<sup>57)</sup>の商品に限り振り売りを許したり、あるいは岡山藩においては元禄9年(1696)に春年貢の時期である「四月中頃より七月盆前」および秋年貢の納入期である「八月中頃より極月末」まで商人の在出を禁止<sup>58)</sup>したりしている。また在出商人が城下より遠くにいくに従い、商品の価格は旅費を加えるから、だんだん高くなるのがあたりまえであるが、これも土佐藩では地帯毎に付け加えるべき額を公定し、振売商人の恣意的な(往々にして高率となり勝ちな)加算を抑制しているなどがそれである<sup>59)</sup>。

「封建制の極北」といわれる薩摩藩において、行商の制限を行なったことはいうまでもなからう。明暦2年(1656)7月6日に出された諸種の禁止事項の中に「一、無皆済中商売人其村々江入間敷候事」(薩隅日田賦雜徴)という項目が含まれていたり、また「取納方=付仰渡帳」(宝暦8年=1758)に、年貢の上納が済まないうちには「……塩油売之外諸商人入来り候とも一切不買取様=申渡置候付……」とあり、さらに『鹿兒島県史』に「安永七年(1778筆者注)十一月付家老

55) 鈴木公『前掲書』85ページ。

56) 宮本又次『前掲書』178ページ。

57) その後53品目に増加した。

58) この間、必需品である鋏・鎌・へらさき・とうし・み・とうしん・つけぎ・油・塩は村々の名主がその必需を吟味し、その結果を以て、名主が之を購入して百姓に頒ち与えている(宮本又次『前掲書』182ページ)。

59) 宮本又次『前掲書』181～182ページ。

## 高向：薩 藩 商 業 略 説 (2)

赤松則正・大目付宮之原通直の達に、梘具・小間物を持来る他領商人が諸外城に入込み、時に町奉行免証文なき者あり、商品過半は掛売とし、百姓は時々 の 当用を弁ずるため、分限不相応に買込み、商人は初秋に至り、粃・雑穀を以て代物を取付け、百姓は上納に差迫り、難渋に及ぶ由といひ、小間物の売方を差留めている。』<sup>60)</sup>と記述していることなど、その例証である。いうまでもなく、当時の在郷・浦々の直接生産者にとって、行商こそ最も至便かつ安易な購買の方法であったから、農山村の野菜・薪、漁村の魚、あるいは塩・油などの日用必需品については禁止すべくもなく、また禁止したとしても、それは極くゆるやかなものであったろう。主眼は封建領主の直接収奪制を脅やかす奢侈品要求と、その販売に対する制限にあったのである。これは自他領の商人を問わなかった。

ところで、他領商人の代表は、その配置売薬という特有の販売法で全国的に有名な富山商人であろう。他国人を入れないことで、これまた有名であった薩摩藩でも、彼らはすでに天明以前領内の行商を許され薩摩組なるものも組織されていたということである。この富山商人の領内における活躍やその示談定法等については、『鹿兒島県史』あるいは『薩摩と越中』<sup>61)</sup>などに詳述されているので、ここでは紙数の都合上省略したい。

富山商人と並んで全国にその足跡を残している近江商人も、寛政ごろから呉服類の行商で薩摩藩領内に入りこみ、一反いくらという運上を納めて行商していたが、天保ごろになると「薩州国中諸品持下り株」なる仲間を形成したということである。それは呉服株と太物株の二種に分かれており、十ヶ年二千両の冥加金を納め、仲間の員数は16人であったと『神崎郡志稿』(滋賀県)は記しているが、その詳細については不明である。

自領商人の行商については、その多くは日用生活品のささやかな行商であったことはいうまでもないが、『蒲生郷土誌』に入来より入蒲した洲上家が質屋・薬店等を営み、近郷近在は勿論、藩外にも手を延し、頗る殷盛であったこと、とくに嘉永年間の第4代常右エ門の時代に最盛期に入り、呉服・質の外に全県下にわたり売薬業を営み、その通帖四百数十冊に及び、売子も四百人を超えたと言われていることなどを載せているが、なお詳細について今後調査を行なう必要があると思われる。

[論文受理 51.9.27]

60) 『鹿兒島県史』第二巻， 338ページ。

61) 編集兼発行人富田勝之助，発行所薩摩組，大正6年9月1日発行。